



一般社団法人 日本地下鉄協会

地下鉄短信（第355号）平成29年7月10日発行

編集（一社）日本地下鉄協会 責任者 向田正博
電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187



記事○ 平成31年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動の実施

○ 平成31年度予算に係る「地下鉄事業」に関する予算要望活動を実施しました。

国の平成31年度予算に係る概算要求を控え、7月6日（金）に、当協会として「平成31年度予算に係る『地下鉄事業』に関する要望」を行いました。

当日は、高島会長（福岡市長）が要望活動を行う予定でしたが、大雨被害に対する対応を行うため、高島会長は当日朝急遽帰福されました。このため、阿部理事（福岡市交通局長）、波多野専務理事他が、国土交通省、総務省及び環境省に対して行いました。

国土交通省では、鉄道局の藤井直樹局長、山上範芳次長、寺田吉道審議官、江口秀二技術審議官、岡野まさ子都市鉄道政策課長等に、阿部理事他が面談し、要望書を手渡し、「地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保」や喫緊の課題に対応する「バリアフリー対策の充実」等に加え、「訪日外国人対策等に係る施策の充実」などの補助事業の拡充・強化、並びに「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた事業（省CO₂改修支援事業）の継続」等について、さらに田村明比古観光庁長官に対しては、国際観光旅客税制等を踏まえた「インバウンド受入環境整備事業に係る拡充・強化」の対応などの重点要望事項について要望しました。



①藤井鉄道局長に要望



②田村観光庁長官に要望

総務省では、阿部理事他が、安田充総務事務次官、境勉審議官（財政担当）、大西淳也公営企業担当審議官、本島栄二公営企業経営室長などに面談し、要望書を手渡すとともに、特に「繰上償還制度の創設」や「企業債発行償還条件の改善」などに加え、「既存建物省CO₂改修支援事業並びに訪日外国人旅行者受入環境整備」に係る繰出し基準の創設など重点要望事項について強く要

望しました。なお、国土交通省及び総務省の大臣など三役にも要望書を提出致しました。



③安田事務次官に要望



④大西公営企業担当審議官に要望

次に、環境省に赴き、阿部理事他が、地球環境局地球温暖化対策課長の松澤裕課長、同局古来隆雄温暖化対策事業監理室長、加藤聖地球温暖化対策事業企画官などに面談し、要望書を手渡すとともに、特に「既存建築物等省CO₂改修支援事業」の「平成31年度以降の補助制度の継続」や「補助対象の拡大等」などについて要望しました。

また、当協会が平成27年度までの三ヶ年間受託事業として実施してきた「リニアメトロ」省エネ化実証事業等を踏まえた補助制度の拡充も要望しました。また併せて、同省の地球環境局長などにも要望書を提出致しました。

当協会としましては、国の平成31年度予算に係る概算要求を控え、4月に開催致しました「国交省、総務省との情報交換会議」でのご意見・要望を踏まえつつ、今回の要望活動をはじめ、今後与党に対しても、要望活動を行っていくこととしておりますので、要望事項実現のため会員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、要望書は、添付資料のとおりです。

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jametro.or.jp

「地下鉄」事業に関する

要 望 書

(平成31年度予算)

平成 30 年 7 月

一般社団法人 日本地下鉄協会

一般社団法人 日本地下鉄協会

会長 (福岡市長) 高島宗一郎

副会長 (東京地下鉄株式会社社長) 山村明義

副会長 (東京都交通局長) 山手齊

副会長 (大阪市高速電気軌道株式会社社長) 河井英明

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根津嘉澄

普通会員鉄道事業者

東京地下鉄(株)	阪神電気鉄道(株)
大阪市高速電気軌道(株)	京浜急行電鉄(株)
東京都	近畿日本鉄道(株)
名古屋市	京阪電気鉄道(株)
札幌市	名古屋鉄道(株)
横浜市	京王電鉄(株)
神戸市	西武鉄道(株)
京都市	山陽電気鉄道(株)
福岡市	北大阪急行電鉄(株)
仙台市	神戸電鉄(株)
東日本旅客鉄道(株)	北総鉄道(株)
東京急行電鉄(株)	埼玉高速鉄道(株)
小田急電鉄(株)	広島高速交通(株)
阪急電鉄(株)	東葉高速鉄道(株)
東武鉄道(株)	横浜高速鉄道(株)
京成電鉄(株)	大阪港トランSPORTシステム

以上 32 事業者

要　望　書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、昨年開業以来 90 周年を迎え、この間大都市における基幹的交通手段として、安全、安心で快適な輸送サービスを提供し、人とまちと暮らしを支えるとともに、併せて、道路混雑の緩和と CO₂ の排出削減等地球温暖化対策にも資するものであります。

しかしながら、施設の老朽化や防災対策等安全対策、地球温暖化対策に加え、急増する訪日外国人への環境整備対応などに迫られ、その整備には、巨額かつ長期の投資を必要とし、かつ現下の経済社会情勢等を勘案すると、経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

加えて、2019 年ラグビーW 杯や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に伴う施設整備等も急務であります。

つきましては、地下鉄整備・運営の喫緊の課題への対応と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の平成31年度予算等において、別記事項を実現されますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

要　望　事　項　一　覧

- I. 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充
- II. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた事業」に係る補助金の確保と財政措置の充実
- III. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化に対する財政措置の拡充
- IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

I. 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充

(国土交通省、総務省)

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、都市交通ネットワークの構築や都市の国際競争力を強化していく上で、その重要性が増大しており、着実な整備推進を図るため、予算の重点配分により、補助金の必要総額を確保すること。

2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、バリアフリー対策等現下の喫緊の課題を踏まえ、次の事項の実現を図ること。

(1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の必要総額を確保すること。

- ① 地下鉄ネットワークの充実 (福岡市七隈線の延伸)
- ② ホームドア等の新設、増設
- ③ トンネル、高架橋、駅等の耐震対策
- ④ 混雑緩和と運行遅延の防止のための駅の大規模改良
- ⑤ 津波、高潮等に伴う浸水対策

(2) 移動等円滑化基準の改定等を踏まえ、複数のバリアフリールートの確保、エレベーターの大型化等及びホームの段差等解消工事に係る補助制度の充実を図ること。

(注) 特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などに備え、上記(1)②、③、④、⑤、(2)の確実な整備が必要である。

3. 2020年オリンピック・パラリンピック等の開催に伴う鉄道に係る施設・設備などインバウンド受入環境整備事業については、国際観光旅客税制等の趣旨を踏まえ、次の事項について、拡充・強化を図ること。

- ① 補助金の必要総額の確保
- ② 複数年度事業など補助要件の緩和
- ③ 訪日外国人対策に伴う駅等に係るトイレ等施設及び多言語対応等観光旅客利便増進措置の充実

4. 次の事業について、新たに補助対象とするとともに、所要の財政措置を講ずること。

- ① 安全・防災対策のために必要な車両や保安装置の改修・更新
- ② 長寿命化を目的とした車両、変電設備、保安装置、駅舎及び設備機器（駅舎の機械装置）の大規模改修・更新

5. 現在国のみが実施している「補助対象事業費に90%を乗じる」措置を撤廃し、地方公共団体と同額の補助すること。

6. 安全かつ低成本で整備可能となるホームドア等の技術開発を促進すること。

II. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた事業」に係る補助金の確保と財政措置の充実

(環境省、国土交通省、総務省)

1. 公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業は、低炭素社会の実現に向けて極めて重要な事業であることから、引き続き補助事業を実施し、次の事項の措置を講ずること。

(1) 「既存建築物等の省 CO₂ 改修支援事業」について

- ① 平成31年度以降においても継続し、必要総額の確保を図るとともに、併せて、同事業について、地方財政措置を講ずること
- ② 複数年度継続事業についても補助対象とすること。また、複数年度継続事業については、二年目以降の採択から交付決定までの間の工事施工を認めるとともに、その間の工事費についても、補助対象とすること
- ③ 補助金の限度額を撤廃すること

(2) 「鉄軌道輸送システムのネットワーク型低炭素化促進事業」について

- ① 「車両の省エネ化に資する設備導入促進事業」については、
 - (a) 補助金総額の増額を図るとともに、複数年度継続事業の実施期間の延長（2年から3年に）を図ること
 - (b) 新造車両について、対象設備の要件を緩和すること
 - (c) 公営交通事業者及び大阪市高速電気軌道株が実施する既存車両照明のLED化を補助対象とすること

② 「回生電力の有効利用に資する設備導入促進事業」については、複数年度継続事業について、二年目以降の採択から交付決定までの間の工事施工を認めるとともに、その間の工事費についても、補助対象とすること

また、上記（1）、（2）に関し、下記事項の実現を図ること

- ① 補助率を1/3から1/2に引き上げるとともに、補助金の必要総額を確保すること
- ② 補助金の交付決定時期の早期化を図ること
- ③ 事業実施に不可欠な範囲の既存施設撤去費用を補助対象とすること

2. リニアメトロの省エネ化を促進するため、「省エネ型施設整備」及び「省エネ型システム」の導入に係る施設・設備について、補助対象にするとともに、所要の財政措置を講ずること。

- ① リニアモータ駆動システム及びリンク式操舵台車の新設・改良
- ② ATO 運転装置等の新設・改良

III. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化に対する財政措置の拡充

(総務省)

1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還

公的資金の金利4%以上の企業債の残債については、全額を対象とする補償金なし繰上償還制度を創設すること。

2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度

再特例債制度(平成25～34年度)により発行の特例債の利子に対する新たな財政措置を講ずること。

3. 企業債の発行償還条件の改善

企業債の償還年限に係る金利について、地方公共団体金融機関資金についても、財政投融資資金同様、償還年限40年を固定金利に設定すること。

4. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

- (1) 発行限度額及び発行許可の要件緩和と、利払いに対する所要の財政措置を講ずること。
- (2) 公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講ずること。
2. 特に、地下鉄事業における新線整備及び耐震対策、バリアフリー化並びに長寿命化及び老朽化対策等に係る大規模改良工事に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、所要の財政措置を図ること。
3. 「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業」（既存建築物の省 CO₂ 改修支援事業等）について、一般会計からの補助を受けられるよう、繰出基準の対象とすること。
4. 「訪日外国人旅行者受入環境整備対策緊急事業」について、一般会計からの補助を受けられるよう、繰出基準の対象とすること。